

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年11月24日(火)午後7時00分～午後8時04分

場所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)

3番委員 森 本 浩 司

4番委員 益 田 麻衣子

5番委員 井 上 孝 男

3 説明員等氏名

教育部長 北 村 洋 子

文化部長 石 川 幸 彦

教育部副部長 飯 田 義 一

教育部管理監 鈴 木 寛

文化部副部長 古 矢 智 子

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 石 井 美佐子

文化財課長 高 橋 万 明

史跡整備担当課長 内 田 文 明

教育指導課指導主事 劔 持 公 保

学校安全課副課長 中津川 博 之

教育指導課副課長 濱 野 光 利

学校安全課給食係長 熊 坂 陽 子

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 議事日程

日程第1 報告第12号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

日程第2 報告第11号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

5 報告事項

(1) 令和3年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)

(2) 令和元年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
(教育指導課)

6 その他

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 10月協議会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…4番 益田委員、5番 井上委員に決定

(4) 日程第1 報告第12号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものでございます。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、資料1ページ「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入につきましては関連する歳出で御説明いたします。

資料の中程、歳出の1段目、(項)教育総務費、(目)事務局費の奨学基金積立金につきましては、匿名の方から、歳入の2段目、奨学基金寄附金として、経済的な理由により、子供の修学の費用負担が大きい家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で10万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次の修学旅行中止費用補償金につきましては、10月に修学旅行の実施を予定していた城山中学校及び12月に予定していた全小学校において、修学旅行を中止したことに伴い、取消料の支払いが必要になったため、計上したものでございます。

歳出の2段目(項)小学校費(目)学校管理費及び3段目の(項)中学校費(目)学校管理費の学校教材等整備・管理事業の学校図書購入費につきましては、匿名の方から、歳入の3段目及び4段目の学校管理費寄附金として、地域の小・中学校の蔵書を充実してほしいとの御意思で合計40万円の御寄附をいただきました。これを財源に、小学校費として下府小学校、酒匂小学校、富士見小学校の3校に各10万円ずつ合計30万円、中学校費として、酒匂中学校に10万円の図書購入費を計上したものでございます。

次に2ページを御覧ください。中程の債務負担行為補正の追加分でございます。

1段目の学校給食センター整備に伴う資材倉庫設計等委託料につきましては、3ページ「学校給食センター整備事業について」を御覧ください。事業の進捗状況を含め、御説明いたします。

初めに、1の経緯につきましては、学校給食センター整備基本構想に基づき、整備を現在進めているところでございますが、昨年12月補正予算で措置した整備手法検討業務委託の報

告書が本年7月に提出されました。その成果と、市内企業の受注機会の確保に努めるという市の方針を踏まえ整備手法の検討を行うとともに、令和6年9月の給食提供開始に向け、整備予定地である第三水源地資材置場内の既存施設等の移転の準備を進めているところでございます。

整備手法につきましては、2の(1)調理のしやすい施設整備ができること、(2)市内建設企業が参画できること、(3)施設の稼働後の調理運營業務に市内調理企業の参画の可能性を探る必要があり、調理運營業務を含まない整備手法とする。これらの観点から、設計と施工を一括して発注するDB方式とすることとしました。

3の今後の予定につきましては、まず、整備予定地にある資材倉庫を移転するため、新しい資材倉庫の設計業務を委託します。本補正予算は、この設計業務を令和3年度中に完了するためこのタイミングで債務負担行為補正を設定したものでございます。設計業務完了後、令和4年中頃までに新しい資材倉庫を建設した後、整備予定地である第三水源地の用地を取得いたします。

また、学校給食センター本体の整備につきましては、令和3年度中に事業者の公募を行い、設計・建設を進めてまいります。

令和5年度には調理企業を選定し、令和6年9月から新しい学校給食センターで給食の提供をすることとしております。

2ページにお戻りください。

学校給食センター整備に伴う資材倉庫設計等委託料の予算額は総額1540万円で、本補正予算議決後、年度内に契約を行い、支払は業務完了後の令和3年度となります。

2段目の学校給食調理委託料につきましては、本市では、平成14年度から調理業務の民間委託を導入しております。

このうち、今年度末で契約が満了する富士見小学校、山王小学校、新玉小学校、千代小学校、町田小学校、下府中小学校の6校に加え、調理員の退職などを勘案して新たに調理業務を委託する三の丸小学校及び早川小学校を含めた、計8校の学校給食の調理業務委託料について、令和5年度までの債務負担行為の設定をするものでございます。これにより、学校給食センターを除くすべての調理施設が民間委託となります。

実際に業務を行うのは令和3年度から5年度までの3年間となりますが、円滑に業務を遂行するためには準備期間が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、限度額は8校分で1年当たり1億3849万2000円で、総額4億1547万6000円でございます。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 それでは、私から、文化部所管の「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」について、御説明申し上げます。

資料の1ページの下段、歳出を御覧ください。

(項) 社会教育費、(目) 文化財保護費、史跡整備経費の本丸・二の丸整備事業でございます。

まず、銅門渡櫓門修復整備費について御説明申し上げます。併せて、資料4ページを御覧ください。

令和2年7月の大雨の影響により、二の丸に所在する銅門の主要部である渡櫓門等外壁にひび割れ等の毀損が発生しました。このため、毀損が進み、しっくい剥落して来訪者に危害が及ぶことを防ぐため、早急に安全確保を図るための修復工事を行うものでございます。

次に、資料5ページを御覧いただきたいと存じます。同じく本丸・二の丸整備事業の旧青少年相談センター用地整備費について御説明申し上げます。

城山四丁目地内の競輪場南東に位置する宅地において、住宅新築に伴う緊急発掘調査を行ったところ、全国的にも類例のない戦国時代の庭の跡が検出されたことから、土地所有者等と協議を重ねてきた結果、史跡小田原城跡として追加指定を目指すとともに、市が買い取って保存・保護していくことが決定し、その代替として近隣の旧青少年相談センター跡地の一部を当該所有者に売却することとしたため、当該跡地を至急整備するにあたり、建物等の解体に伴う近隣の影響調査等を行うものです。

なお、この本丸・二の丸整備事業の銅門渡櫓門修復整備費及び旧青少年相談センター用地整備費につきましては、どちらも年度内での完了が見込めないことから、事業費全額を繰越明許費として次年度へ繰り越すものでございます。

資料の2ページをお開きください。

(項) 社会教育費、(目) 図書館費の図書館運営経費の図書館ネットワーク等運営事業、図書館予約棚コーナーIC機器借上料でございますが、併せて、資料6ページを御覧ください。

中央図書館では、予約本の受け取りに際し、利用者の待ち時間の解消とプライバシーの向上のため、予約棚コーナーを設置し、令和2年11月に稼働させる予定で当初予算において債務負担行為を設定しておりました。しかしながら、館内の壁面タイルと躯体コンクリートとの接合面が剥離していることが判明したことから、利用者の安全を確保するための改修工事を急ぎ行うこととなったため、予約棚コーナーの稼働を令和3年4月とすることにいたしました。このことにより、予約棚コーナーIC機器の借上については、令和2年11月から令和6年9月30日までの47ヶ月の場合と、令和7年9月30日までの54ヶ月にした場合の見積を比較したところ、54ヶ月の方が安価であるため、リース終了時期を令和7年9月30日とし契約するものです。

事業費の総額は1994万9000円となりますが、令和2年度の債務負担額につきましては、205万円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑)

○森本委員 城山四丁目地内の宅地の中に、全国的にも類例のない極めて重要な遺構が出土したとのことで、戦国時代の庭の跡ということでした。どのような遺構だったのでしょうか。

○文化財課長 城山四丁目の発掘調査によって出た遺跡についての御質問がございました。資料5ページの下の城山四丁目の位置図を見ていただくと、旗ざおの土地に所有者の方が住宅を建てようとしたところ、こちらの土地がそもそも埋蔵文化財の包蔵地で、なおかつ、江戸期の文久年間の頃に描かれたとされる文久図というものがございしますが、その図には服部孝太郎邸と記されておりまして、柱状改良という方法の杭を6メートルほど打つ住宅を建てられるということで、本格調査を実施しましたところ約3メートルあたりのところから江戸期の服部孝太郎邸の跡ではなく、文化庁、県の文化遺産課、史跡小田原城跡調査・整備委員の先生方にも見ていただいておりますが、資料にあります真ん中に敷石が敷き詰められた、おそらく戦国期のそれなりの重臣クラスの庭園の跡ではないかというものが発見されたというものでございます。

以上です。

○森本委員 戦国時代の北條氏とかに関わるもので重要だということですね。将来的に遺跡として残していく考えはありますか。

○文化財課長 文化庁からも国指定史跡に十分値するものだというので、現在国指定史跡小田原城跡に追加指定を目指しまして、近隣の住宅等も建っておりますので、本格整備は大分先になりますが、こういうものが出たということを示しながら、活用を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、文化庁が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化庁職員 退席)

(5) 日程第2 報告第11号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る条例議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。細部について御説明申し上げますので、別紙資料の2ページを御覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、国家公務員の給与制度に準じて、市長、副市長及び教育長並びに政策監の期末手当の支給割合を引き下げするものでございます。

内容といたしましては、表に記載のとおり、令和2年度にあっては、12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、令和3年度以降にあっては、6月期及び12月期両方の期末手当からそれぞれ100分の2.5を引き下げ、年額として100分の5の引き下げとするものでございます。

以上で、報告第11号の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (1) 令和3年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

資料上部一番上の表でございますが令和2年度実施(令和3年度新入園)につきまして、まず公立幼稚園の1学年の定員でございますが、酒匂幼稚園が105名、東富水幼稚園、下中幼稚園及び矢作幼稚園が各70名、前羽幼稚園及び報徳幼稚園が各35名の計385名でございます。

表の右側のA「願書配布数」の欄ですが、去る10月15日から21日までの間、来年度4歳児となる園児の入園願書を配布しましたところ、配布数は全6園で109件ございました。

表の右側のB「入園申込数」の欄ですが、11月1日及び2日の2日間、入園申込みを受け付けましたところ、申込数は全6園で99件でした。

各園とも定員に達しておりませんので、現在も追加の申込みを受け付けております。

その下に過去3年間の実績を記載してございます。表のC欄については、翌年5月1日の実際の園児数となります。B「入園申込数」から増加する傾向にございます。これは、本市への転居等の理由によるものでございます。例年の傾向を踏まえまして、所管といたしましては、令和3年度の新入園の園児数は105名から110名程度と見込んでおります。

説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (2) 令和元年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは資料2を御覧ください。

本件につきましては、いじめ・不登校などの状況については、広く地域社会全体で情報を共有し、児童生徒への理解を深めていただくとともに、児童生徒の健やかな育ちに向けて、それぞれの役割を果たすことが必要でありますことから、本教育委員会定例会において御報告させていただくとともに、今後、学校などへの情報提供や市ホームページで公開していく予定でございます。特に、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであるということを広く発信する必要があることも考えております。

まず、調査の概要については、1 調査期間、2 調査項目について、こちらの資料のとおりでございますので御覧ください。

3 調査結果について、全国の数値は、令和2年10月に公表されました「文部科学省 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」、神奈川県の数値は、同じく令和2年10月に公表されました「令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果でございます。

本市の結果は、市立全小・中学校を対象に、教育指導課に報告されたものをまとめたものでございます。

それでは、各項目の結果について御報告いたします。

まず（1）暴力行為の状況についてです。1ページの中ほどを御覧ください。

令和元年度の暴力行為の発生件数は小学校で109件、中学校で144件となり、前年度と比較しまして、小学校で35件増加、中学校で59件増加となりました。

国、県ともに小学校での暴力行為は近年増加の傾向が続いています。生徒間暴力が48件から90件と増加しております。これには児童と関わる教職員が児童の特性を理解し、個に応じた指導や支援を行うよう工夫していく必要があると考えているところでございます。中学校は、ここ数年70件から80件を前後してございましたが、生徒間暴力につきましては、74件から100件へと増加しており、発生件数全体が増加しているところでございます。

小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く、児童生徒全体にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

なお、報告された暴力行為の発生件数は、文部科学省が例示する行為、例えば器物損壊で「教室の窓ガラスを故意に割った」などの行為と同等か、またはそれらを上回るようなものが対象ですが、令和元年度に報告のあった暴力行為によって、児童生徒が警察や児童相談所等の措置となった件数が1件あったことを補足させていただきます。

次に（2）いじめの状況についてでございます。2ページを御覧ください。

令和元年度のいじめの認知件数は、小学校で595件、中学校394件となりまして、前年度と比較しまして、小学校では116件、中学校では200件増加いたしました。1000人あたりの認知件数を見ますと、特に平成29年度までは、全国や県と比べると本市の認知件数は少なく、いじめの定義に基づいた認知が進んでいなかった状況であったと捉えておりまして、文部科学省や県の方針にのっとり、積極的にいじめを認知していくよう進めてまいりました。様々な取組により、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校がアンケート調査や個別面談、教職員による見守り等により、きめ細かい実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより、認知件数が増加したと考えております。

認知件数が多い学校につきましては、平成27年8月付け文部科学省から『「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する』という通知が出されましたように、学校が細かな事案に向き合って対応している結果と捉えています。

いじめの態様別では、小・中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌な

ことを言われる」の割合が一番高く、これは全国・県も同様の傾向です。小学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の件数も多く、暴力行為と同様の要因が考えられます。なお、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」の件数に増加が見られますが、文房具などの貸し借りに関する内容も含まれていることを補足させていただきます。

また、何より大事なことは、いじめの未然防止とともに、いじめを認知した後の対応となりますが、個々のいじめ事案については、③ いじめの解消率にございますように、教職員の間で情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けました結果、ほとんどの事案が解消につながっております。

続いて、3ページは(3)長期欠席の状況についてです。

不登校者数は、全国的に増加傾向が続いております。小田原市でも同様の傾向が見られ、令和元年度については、小学校で114人、中学校で203人となり、前年度と比較して、小学校では20人増加しております。出現率は0.24ポイント増加しました。中学校においては、23人減少しまして、出現率は0.31ポイント減少いたしました。

不登校の主たる要因といたしましては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の約6割、中学校では全体の7割を占めており、ここ数年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていきますと、家庭に係る状況、学業に対する不安、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力傾向につながっているケースが多く見られます。

不登校は、取り巻く環境によりましては、どの児童生徒にも起こり得ることという捉えから、休みがちな児童生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考えるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」と考え、早期に対応すること、また、児童生徒の不安や困り感に対する適切な支援に向けた関係機関との連携がなされることにより、翌年度不登校の状態が改善している児童生徒がいる反面、それを上回る新規不登校者がいるため、全体の不登校者数が増加していると考えられます。

最後に、4ページを御覧ください。今後の主な取組として<暴力行為・いじめ>と<長期欠席>に分けて、それぞれ各学校が行う取組、市教育委員会が行う取組、関係機関等と連携して行う取組の3点に整理して提示させていただいております。

これまでも実施している内容に加え、<暴力行為・いじめ>については、神奈川県弁護士会との連携による「いじめ予防教室」の実施、学校運営協議会やいじめ問題対策連絡会など様々な機会を通しいじめ問題の解決に社会全体で取り組むものであるとの認識の共有などに取り組んでまいりたいと思います。

いじめについては、日頃の子供の様子を複数の職員で見取れるようにして、早期に発見し、重大化させないための組織的な取組に努めていきたいと考えております。

<長期欠席>については、令和2年4月に開所しました、おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにい）等、学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させていきたいと考えております。

報告は以上です。

(質疑・意見)

○益田委員 中学校での暴力行為が増えていて、びっくりしたのですけれども、これは市全体的に平均的に広がっているのか、例えば特定の地域で特別増えているのかというのを知りたいです。なぜかという、いじめと暴力は地域全体で取り組むものであるという、これからの取組が変わってくると思うので、そこを教えていただきたいのと、暴力といじめの件数の関連性について、暴力が多いところはいじめも多いというような関連性は見いだせているのかというのを教えてください。

○教育指導課指導主事 最初の市全体に広がっているのかということについては、大きく偏りなく、市全体に広がっていると捉えております。

二つ目の暴力といじめの認知の件数の関連性については、どちらもきめ細やかな見取りをしようという捉えで取り組んだ結果、いじめの認知件数が多いところは、暴力の認知の件数が高くなったということで捉えております。

○柳下教育長 関連はあるということですね。

○吉田委員 いじめの解消率というのが2ページにあります、いじめが解消されたということは、何をもって判断しているのかを教えてください。

○教育指導課指導主事 いじめの解消についてですが、少なくとも心身に対して影響のある状態が3箇月以上止んでいる状態と見取れた時にいじめの解消と捉えております。

○吉田委員 3箇月以上止んでいる状態というのは誰が判断するのでしょうか。

○教育指導課指導主事 教職員の見取りで見ていることが一つと児童生徒に寄り添いながら様子を聞いて判断しているところです。

○吉田委員 アンケートとかそういうことで細かく確認するということもされていますか。

○教育指導課指導主事 アンケートも行いますし、教育相談という形で教職員と児童生徒の面談等で捉えております。

○教育指導課長 解消についてはひとくくりとして3箇月と先ほど指導主事から御説明申し上げましたが、それですべて解消したと学校は捉えずに、引き続き継続して様子を見ていくことはどのお子さんについても実施しております、計画的なアンケートですとか教育相談の実施等も含めてそこで終わったと捉えず、継続して見ていくというのはどこの学校でも実施しているところでございます。

○吉田委員 文部科学省で、いじめの件数がふえたのは丁寧に見ているからだというメッセージを発しているのは、学校がいじめを隠さないようにというための言葉の使い方だと思うのです。ですから、いじめの件数が増えているのは丁寧に見ているからだと素直に思ってしまうのもどうなのかなと思うのですけれども、それを実際にいじめが増えているかというのをどう判断するかというのは難しいのですが、いじめの把握の件数とともに、いじめの実態が増えているのか減っているのかというあたりはどのように判断されるのでしょうか。

増えたからよかったねというのではちょっとおかしいと思うのですけれども。

○教育指導課長 いじめの認知につきましては、これまでの社会通念上のいじめから法的ないじめという解釈も広がってきているところですが、件数自体も増えてきていくのは必然かなと考えております。ただ、教育委員会と学校で考えておりますのは、本人がいじめだと捉えればいじめとしてカウントをしているわけですけれども、いじめを重大化させないということで、トラブルとして捉えていたものもいじめとしてカウントしておりますけれども、そこをできるだけ早期に対応しまして、長期化させない、重大化させないということを大事だと捉えておりますので、一概に増えた減ったということではなくて、早く見つけたいじめにどう対応していくかということに力を入れて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○井上委員 1ページの学年別加害児童数ですけれども、中学生の1年生の人数が2年生3年生に比べて多いのですよね。これは中学1年生が中1ギャップ的なものも絡んでいるのかと思いますが、この人数が突出している原因をどのように捉えているのか教えてください。

○教育指導課指導主事 中学生において、1年生の加害件数が多いということですが、学年が上がるにつれて、暴力という振る舞いがどういうものなのかを理解していくことによって、暴力の件数が減っていくと考えております。また、次にどうなるかといったことや、周りを見られるようにしていく指導をした結果、学年が上がるにつれて加害生徒の件数が減っていったと捉えております。

○井上委員 暴力ということを理解していく上で減っていくということですが、暴力が起こる原因というか、1年生の時に暴力を起こす原因というか、問題は何かのかというのを伺いたい。どういうところにあるのか。

○教育指導課指導主事 何かを伝えるときに言葉で伝えるのに、なかなか上手に伝えられない時に、力が暴走してしまって暴力という形でのコミュニケーションになってしまっているということで捉えています。

○井上委員 小学校の4年生、5年生、6年生の学年で小学生を見てみると、そんなに多くはないのですよね。人数の割合が。中学1年生になるとどんと上がってくる。そうした時に、複数の小学校から中学校に上がってくる。単一の小学校から中学校に上がってくる。そういう場合の暴力の起き方というか、同じ知り合いの分かっている友達同士であがってくる中学の場合と複数から上がってくるようなところに要因がないのかなという部分も思えたのですが、そういう因果関係というものは把握していらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 複数の小学校から上がった中学校と暴力の発生件数との因果関係については、把握していないところでございます。

○益田委員 長期欠席の件ですが、人数も多いところですが、教育相談指導学級等に通えている子供の割合、人数は把握されていますか。

○教育指導課長 把握はしておりますが、今数値を持ってきておりませんので、改めて報告させてもらいたいと思いますけれども、できるだけ様々な学びの場を設けようという取組は進んでおりますので、割合も増えてきていると考えております。

○柳下教育長 なるべく早くお知らせしてください。

○森本委員 小学校、中学校、不登校の児童生徒さんに関しては、不登校の背景が非常に多様化・複雑化しているとのこと。スクールカウンセラーや先生方の指導によって効果が出て、実際登校してくる生徒さん、児童さんはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課長 判断が少し難しいところがありまして、定期的な登校につながったりつながらなかったりするんですけども、先ほどお話しさせていただきましたように、学年別不登校者数の中で継続と新規と書かせていただきましたが、そこに若干差がありますのは、新規が増えていて、継続していないお子さんもいて、改善しているお子さんもいるということで、はっきり何人とは申し上げられませんが、ある程度改善をしているお子さんもいらっしゃるという状況です。

以上です。

○吉田委員 4ページに〈暴力行為・いじめ〉の3つ目の丸のところ、警察等と連携しながらありますが、警察の力を借りるといふことの判断はどういうプロセスでどんな段階でされるのか教えてください。

○教育指導課指導主事 警察の指導の力を借りる判断ですが、本人及び周りの人の生命に危機が及んだ時と捉えております。

○吉田委員 本人及び周りの命に危機が及ぶというのは、誰がどのように判断するのですか。

○教育指導課指導主事 指導にあたる教員はもちろん、周りの子供達が児童・生徒が怖いというような観点で感じたときと捉えております。

○吉田委員 警察を学校に入れていくときに、決めていくプロセスですかね、誰が、どんな会議で判断していくのか。担任の先生が勝手に110番通報するわけではないですよね。

それとも、教職員のある一定のコアなメンバーが集まって決定して、校長の決定のもとに警察に連絡するとか、そういう決定のプロセスが決まっていけるべきだと思いますが、それがどうなっているかを知りたいです。

○教育指導課指導主事 基本的には管理職の先生に報告した上で判断しますが、余りにも周りの命の危険、本人の命の危険に差し迫った場合は担任の先生あるいは学年の先生で連絡せざるを得ない状況もあると考えています。

○吉田委員 緊急事態ということですね。

○柳下教育長 基本は管理職ということで、緊急事態の場合にはそれぞれの判断ということですね。

○吉田委員 いじめに関わってですけども、いじめを学校で認知した場合に家庭への連絡とか、家族の関わり、保護者の関わりはどのようになっているのでしょうか。

○教育指導課指導主事 いじめを認知したときには、よく本人と話をし、また家庭に連絡しながら状況にもよりますが、家庭とともに学校と連携して解消に向けて取り組むようにしています。

○吉田委員 それはいじめられている方の家庭ですか。いじめをしている方の家庭ですか。

○教育指導課指導主事 いじめられている子を大事にしながら、加害という立場になっている児童生徒の保護者の方にお伝えしながら進めていきます。

○吉田委員 いじめを認知する定義が変わったので、とても軽微なものといっではあれですけれども、そういうものからしていきますよね、認知は。その場合にどの過程で巻き込んでいくのか、とても難しいことですがけれどもどのような判断をされているのか教えてください。

○教育指導課指導主事 周りから見てたとえ軽いと感じられるものであっても、本人が辛いと訴えているとき、あるいは、そのように感じられるときは直ちに連携するように努めていっております。

○吉田委員 AちゃんがBちゃんのランドセルをたたいて、Bちゃんが先生やられたと言いにきた場合には、両方の家庭にこんなことありましたということをお知らせするという感じになりますか。

○教育指導課指導主事 おっしゃる通り双方の御家庭に連絡しながら解消に向けて進めていきます。

○吉田委員 感想ですがけれども、子供も大変だなと。保護者の方から話をよく聞くのですが、それがいじめだと言えはいじめかもしれません、そういうことで子供に注意するのがとても子供の気持ちを傷つけそうでつらいという話は聞いたりすることがありますので、ただ、そういうような時代なんですよ。先生も保護者もお子さんたちもなかなか大変だなと感じました。

○教育指導課長 先ほどの相談指導学級に通級しているお子さんの数ということで、令和元年度の数が少ないのですが、平成30年度が24名、平成29年度が28名でございましたので、1割には満たない形で例年推移しているような状況となっております。

登校につながったという好ましい変化の例といたしましては不登校生徒訪問相談員を本市は配置しておりますが、平成30年度で31人のお子さんのところに訪問相談員が訪問しまして、そのうちの3分の1程度が好ましい方向につながったりとか、良い変化が出ているという状況となっておりますので、働きかけをしているところでございます。

○森本委員 不登校の問題ですが、中学校では1年2年3年でだんだん人数が増えていきます。登校できないお子さんたちが社会的に自立していくような支援体制も考えなければならないと思いますが、小田原市では登校できない子が社会的に自立していくような支援体制はどのような取組をされているのでしょうか。

○教育指導課長 義務教育の段階におきましては、おおむね99パーセントの生徒が高校等進学している状況がございますので、ひとまずは進学のほうにつなげているような状況でございます。そこから先がなかなか難しく、高校に進学後も課題となっていることは事実でございます。今年の4月から開所しました教育相談支援センター「はーもにい」のなかでは、ゼロ歳から39歳までという形で社会的自立に向けた取組を教育委員会と連携して行っていく。そのなかで、良い取組が出てくるかなと考えております。ひとまずは、義務教育においては社会的自立という中での一つとして進学等への支援を行っているところでございます。

○吉田委員 不登校ですけれども、不登校になっていらっしゃるお子さん達が家庭でどのように過ごしているかは把握されているのでしょうか。

○教育指導課長 基本的には学校で把握するようにしておりますけれども、なかなか連絡つきにくい御家庭があることも事実でございます。連絡してもつながらなかったり訪問してもなかなか会うことができないお子さんもいらっしゃるのです。できる限りしっかり子供たちの顔を見て保護者と顔を突き合わせて話ができるように学校でも取り組んでいるところでございます。それを補うといいますか、先ほど不登校生徒訪問相談員さんもしできない時間帯で御家庭を訪問してフォローをしてくださっている状況でございます。

(その他質疑・意見等なし)

(8) その他 令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは御説明いたします。資料3 令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況についてを御覧ください。

今年度の点検・評価でございますが、7月20日に点検・評価ヒアリングを実施し、8月28日に教育委員会定例会で議決をいただき、報告書をまとめました。

本日は、点検・評価でいただいた御意見への対応状況について報告させていただきます。

資料の中でございますが、今年度実施した点検・評価での御意見に対する、現時点での対応状況を一覧としたものでございます。

表の左側にヒアリング対象の事業名と御意見の要旨を記載しております。

中ほどの進捗状況については、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」の5つから選択し、その右側に具体的な状況等を記載いたしております。個々の進捗状況の説明は省略させていただきますが、この一覧表については、状況に変化があった都度更新いたしまして、皆様に御提供したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

8 教育長閉会宣言

令和2年12月22日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）